

国際基準 1～9 に基づく候補地の選定方法（案）

下線・取消線：新たに加えた変更部分

※：留意点

基準 1: 適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

※陸域については Udvardy の生物地理区分（5 区分）、海域については「世界の海洋エコリ
ージョン（MEOW）」の生物地理区分（8 区分）を用いて、生物地理区分を代表する湿地タ
イプを選定する（瀬戸内海及び有明海の特異性に留意する）。

※ただし、各生物地理区分内に分布が限られている（＝希少）又は唯一分布する（＝固有）
湿地タイプがある場合には、面積基準によらずに選定する。

<湿原>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「湿原」、「雪田草原」、「湧水湿地」が
含まれること。
- 一定以上の規模とまとまりを有していること。（第 5 回自然環境保全基礎調査、湿地調
査において、原則として 200ha 以上（北海道）または 100ha（北海道以外）以上であり、
単一で一定程度のまとまりを有していること。）
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り
鳥）のみでないこと。

※泥炭地の形成史等に留意する。

※高層湿原、低層湿原、中間湿原のバランスに留意する。

<河川>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「河川」が含まれること。
- 河川が主な選定対象であること。
- 一定以上の規模を有していること（原則として長さ 5km 以上）。
- 高い自然性を有していること
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り
鳥）のみでないこと。

<湖沼>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「湖沼」、「潟湖（潟湖干潟を除く）」が
含まれること。
- 一定以上の規模を有していること（原則として 500ha 以上）。

- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。
- 人工護岸が少ないなど、高い自然性を有していること
- ※地域バランスに留意する。

<地下水系（カルスト地形）・湧水地>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「地下水系」、「湧水地」、「湧水」が含まれること。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 各生物地理区分で最大規模を有すること。

<塩性湿地>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「塩性湿地（河口域以外）」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。

<マングローブ湿地>

- 原則として、重要湿地 500 の「生物群」に「マングローブ林」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。（第 5 回自然環境保全基礎調査、海辺調査において原則として 100ha 以上）
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。

<河口域>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「河口干潟」又は「塩性湿地（河口域）」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1 字，左 1 字，最初の行：-1 字

<干潟>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「干潟」、「河口干潟」、「潟湖干潟」、「前浜干潟」、「入江干潟」等が含まれるか、第 7 回自然環境保全基礎調査（干潟調査）の対象干潟 157カ所又は「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」の「干潟をもつ各地域の現状」の対象干潟に含まれていること。
- 一定以上の規模を有していること（第 4 回自然環境保全基礎調査、干潟調査で原則として 10ha 以上）。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り

書式変更：インデント：最初の行：0 字

鳥)のみでないか、選定基準②・④以外の条件に合致することが第7回自然環境保全基礎調査(干潟調査)又は「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」で認められること。

<藻場>

- 原則として、重要湿地500の「生物群」に「海草」または「海藻」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること(第4回自然環境保全基礎調査、藻場調査または第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査で海草・海藻藻場ともに原則として500ha以上)。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。

<サンゴ礁>

- 原則として、重要湿地500の「生物群」に「サンゴ」が含まれること。
 - 一定以上の規模を有していること。(第4回自然環境保全基礎調査、サンゴ礁調査において、当該湿地付近のサンゴ礁面積が原則として50ha以上)
 - 選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。
- ※非サンゴ礁域及びサンゴ礁域において代表的なサンゴ礁を選定(面積及び被度で評価)

基準2: 絶滅危惧種と特定された種(絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類に該当)、または消滅の危機に瀕している絶滅のおそれのある生物学的群集を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

- IUCNの「深刻な危機(CR)」、「危機(EN)」、「危急(VU)」のいずれかで、かつ環境省レッドリストの「絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)」、「絶滅危惧ⅠA類(CR)」、「絶滅危惧ⅠB類(EN)」、「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」のいずれかを満たす種。
 - 繁殖地や越冬地等として生活史の特定の段階で安定的に絶滅危惧種や絶滅のおそれのある生物学的群集を支えていること。
- ※野生復帰をした種についても対象とする

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

- 原則として重要湿地500にあり、専門家に対するアンケートにおいて、種が豊富である、固有種の多い、特殊な環境条件に適応した種の相当な割合を有しているなど、生物地理区における生物多様性の維持に重要な個体群を支えていることが明らかな湿地
- ※陸域についてはUdvardyの生物地理区分(5区分)、海域については「世界の海洋エコリージョン(MEOW)」の生物地理区分(8区分)を用いる(瀬戸内海及び有明海の特異性に留意する)。

基準 4：生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする

○原則として、重要湿地 500 の選定基準⑤（生物の生活史の中で一定以上の規模を有していること）によって選定されている湿地

○~~アカウミガメ、アオウミガメ~~の産卵数が多い等、生活環の重要な段階においてアカウミガメ、アオウミガメを支えているものを評価

○専門家に対するアンケートにおいて、ウミガメ、鳥類、魚介類以外の渡り性・移動性生物が、餌場や産卵などの利用で重要であることが明らかな湿地。

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1 字、左 1 字、最初の行：-1 字

基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○環境省モニタリングサイト 1000 ガンカモ類調査及び全国ガンカモ類調査において、過去 5 年のうち 3 年以上ガンカモ類の渡来数が 2 万羽以上の湖沼等

基準 6：水鳥の一種または亜種の個体群において、個体数の 1 %を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○環境省モニタリングサイト 1000 ガンカモ類生息調査、シギ・チドリ類調査、全国ガンカモ類調査等において、ガンカモ類、シギチドリ類、ツル類等で過去 5 年のうち 3 年以上個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地

基準 7：固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の恩恵湿地の利益もしくは価値を提供代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、魚種の 1 割が固有種である場合など、固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種、または科の相当な割合を支えることが明らかな湿地

基準 8：魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっていることが明らかな湿地

基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体数の 1 %を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考え
こととする。

○原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、爬虫類、両生類、魚介類又は水生昆虫等が生息する唯一の湿地か（繁殖地や産卵地を含む）、大部分が生息することが明らかな湿地

水田の登録について：

※国際基準 2～9 を満たす水田については候補地とすることを検討するとともに、既存登録湿地及び候補地の周辺水田に着目し区域の拡張を検討する。

参考：周辺に水田がありながら、登録面積に含まれていないものが、既存条約湿地のうち 15箇所ある。その中から候補となりうるものを、積極的に検討する。

候補地のグループ化について：

※規模の小さい湿地で、その周辺に同様の湿地がある場合にはいくつかの湿地をまとめて「湿地群」等とする。また、生態系の構成要素を一体的に登録する必要がある湿地や渡り鳥のネットワーク等の観点から相互に関係のある湿地については整理統合することを検討する。